附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（計画期間の特例）

2　平成二十五年度において法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合であって、当該年度から新たに法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、第四条の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日から五年とする。

第二号様式中「第4項」を「第5項」に改める。

第三号様式中「第5項」を「第4項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に海上運送法第三十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた日本船舶・船員確保計画についての同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合については、この省令による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第十八号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十五条第三項第三号及び第五号の規定に基づき、平成二十五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の期間及び同項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

平成二十五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の期間及び同項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令

（計画期間）

第一条　平成二十年度に海上運送法（以下「法」という。）第三十五条第三項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十八条に規定する認定事業者（以下「特定認定事業者」という。）が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画（以下「現行計画」という。）の計画期間終了の日以降引き続き同条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年度に法第三十五条第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の変更（準日本船舶（法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶をいう。以下同じ。）の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が新たに記載されるものに限る。）の認定の申請をする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号。以下「認定省令」という。）第四条の規定にかかわらず、当該変更前の現行計画の計画期間とする。

2　特定認定事業者が、現行計画（準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が記載されているものに限る。）の計画期間終了の日以降引き続き法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年度に法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定省令第四条の規定にかかわらず、当該認定の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から四年とする。

（計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合）

第二条　前条第一項の場合における法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、平成二十年度に海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令（平成二十年国土交通省令第六十九号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　百分の二百八

二　特定認定事業者が海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十三号。以下「改正法」という。）の施行の日から現行計画の計画期間開始の日までの間に日本船舶の隻数を増加させた場合　百分の二百八を改正法の施行の日における日本船舶の隻数に対する現行計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数の割合で除して得た割合

2　前条第二項の場合における法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、認定省令第五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　百分の三百二十を現行計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数に対する前条第二項の認定に係る日本船舶・船員確保計画（以下「新計画」という。）の計画期間開始の日における日本船舶の隻数の割合で除して得た割合

二　特定認定事業者が改正法の施行の日から現行計画の計画期間開始の日までの間に日本船舶の隻数を増加させた場合　百分の三百二十を改正法の施行の日における日本船舶の隻数に対する新計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数の割合で除して得た割合

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府・経済産業省告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

（指定の基準等）

第一条　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、次の各号に掲げる基準に適合する投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）の組合契約（同法第三条第一項に規定する組合契約をいう。以下同じ。）を、組合の無限責任組合員の申請により、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の五の二第二項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約として指定するものとする。

一　組合の事業が、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の経営改善又は事業再生を主たる目的とするものであること。

二　組合の組合財産である債権の債務者についての債務処理に関する計画（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項又は第六十八条の百二の三第一項の規定の適用を受けるために策定されるものに限る。）が中小企業再生支援協議会の定める準則（当該計画が租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項又は第三十九条の百二十四の二第一項の規定により読み替えられた法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二十四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる要件を満たすこととなる準則として定められたものに限る。）に従って策定されることが、明らかであること。

三　組合の無限責任組合員が、税務、金融、企業の財務並びに中小企業の経営改善及び事業再生に関する専門的な知識を有する者であること（法人にあっては、その人的構成に照らして、当該知識を有すると認められること。）。

四　組合の有限責任組合員に法人税法施行令第二十四条の二第一項第四号イに掲げる者が含まれており、かつ、有限責任組合員のうち二以上の者が、同号イ、ロ、ニ、ホ及びヘに掲げる者（以下「金融機関等」という。）のいずれかに該当すること。

五　組合に対して金融機関等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構がする出資の合計額が出資総額の三分の二以上であること。